

第1章 総則

(設立の根拠及び名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）（以下[法]という。）の規程により設立する。

2 この法人は、特定非営利活動法人北海道スノースポーツアカデミーと称する。

3 この法人は、外国に対しては「Association for the HOKKAIDO Snow Sports Academy」 - (略称「S,S,A」) と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、北海道においてスノースポーツ文化やスノースポーツ技術を普及し、世代を問わずスノースポーツを行う事の出来る環境作りを目的とする。

2 北海道のスノースポーツ選手のためのトレーニングに適した環境作りを目的とする。

3 北海道のスノースポーツ選手の発掘、育成、強化。

4 そのため、子供達を対象に広く普及活動事業を行い、スノースポーツの各種目特性と個人適性に合わせた技術の育成、強化を図る事に寄与する。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(2) 子どもの健全育成を図る活動

(3) 社会教育の推進を図る活動

(4) 国際協力の活動

(5) 農村漁村又は中山間地域の振興を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

(1) 各地区スキー連盟と協力し、独自に運営を行う

(2) 北海道のスノースポーツの普及、振興

(3) スノースポーツの各種技能講習会や指導者研修会を開催し認定評価等を行う

(4) スノースポーツ及び社会教育のリーダー及び指導者を養成しその資質の向上を図る

(5) 専門性の高い競技会やトップアスリートによるスポーツイベント等の独自開催

(6) スノーイベントの企画と運営の受託、又他団体の開催する競技会に協力する

(7) 海外の代表チームやクラブチーム、各種団体へのスポーツリーダー及び指導者の派遣及び受入れ等を行う

(8) 子どもへの育成事業及び底辺拡大事業開催と運営等を行う

(9) 幅広いトレーニング環境を確保し、良質なトレーニング環境を提供する

(10) スノースポーツ用品のリサイクル活動を通じ海外に向け寄贈事業を行う

(11) 前号に掲げる事業に付帯する事業を国内および海外において行う

(12) スポーツ選手の育成及び支援を行う

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

(1) 本事業に関連する用品や本・CD-R、DVD等の物品の斡旋及び販売事業を行う

(2) イベント会場にて飲み物・飲食物等の調理加工販売を行う

(3) 本法人独自のオリジナル商品の制作配布及び販売を行う

(4) その他特定非営利活動事業に関連する物品の配布及び販売事業を行う

(5) 本事業に関連する画像や動画等を配信し、広告事業を行う

3 前項に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとしその収益

は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会 員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の3種類とし正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人及び任意の団体及び法人

(2) 賛助会員

この法人の目的に賛同し事業を賛助するために入会した、個人及び任意の団体及び法人

(3) 個人会員

この法人の目的に賛同して入会した、選手またはそれに準ずる個人及び任意の団体

2 正会員は、社員として会の運営及び総会に参加しこの法人の役員に選ばれる。

(入 会)

第7条 この法人に、入会を希望する者は、入会同意書に必要事項を記載し会長に提出する。

(1) 正会員

正会員として入会しようとする者は、入会同意書と入会金に初年度の会費を添えて申し込まなければならない。会長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない

(2) 賛助会員

賛助会員の入会は、賛助会員入会同意書に記載のうえ会長に提出する

(3) 個人会員

個人会員の入会は、この法人の主旨に賛同し、本法人の事業に参加、活動出来る者とし、個人会員入会同意書に記載し会長に提出する

2 入会承認は、理事会が行い非承認の場合は、理事会から理由を付した文書で通知する。

(会 費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、理事会が認めたものについては、この限りではない。

2 会費の種類、金額、納入方法等は、総会の議決を経て別に定める。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときはその資格を喪失する。

(1) 本人及び団体より退会届の提出をしたとき

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき

(4) 除名されたとき

(退 会)

第10条 会員はこの法人を、退会しようとするときは退会届を会長に提出することにより、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の一に該当する場合には、総会の議決によりこれを除名することができる。この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款又は規則に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 会員がすでに納入した入会金及び会費その他の抛出金品は返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
- (2) 監事 1名以上 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、1名を副会長とする。
- 3 理事のうち専務理事1名、常任理事3名以内を置くことができる。

(役員を選任)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常任理事は理事の互選により定める。
- 3 役員の内には、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(役員職務)

第15条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 会長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長、副会長を補佐してこの法人の日常の業務を処理する。
- 5 常任理事は、常任理事会を構成し理事会の決定事項及び日常業務を処理する。
- 6 理事は、理事会を構成し定款の定め及び理事会の議決に基づき業務を執行する。
- 7 監事は、この法人の財産及び業務に関し、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産の状況を監査すること
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (3) 財産の状況又は業務の執行状況に不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合にはこれを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況、又はこの法人の財産の状況について理事に意見を述べること、若しくは理事会の招集を請求すること

(役員任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期はそれぞれの前任者又は現任者の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。
- 4 役員再任は原則として、三期までと定める。

(役員欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するにいたったときは、総会の議決によりこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があつたとき

(役員報酬)

- 第19条 役員には、報酬は支給しない。ただし、常勤の役員には、役員総数の3分の1以下の範囲内で、総会の議決により報酬を支給することができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(職員)

- 第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 2 職員は、会長が任免する。

第5章 会 議

(会議の種別)

- 第21条 この法人の会議は、総会、理事会及び常任理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(会議の構成)

- 第22条 総会は、正会員をもつて構成する。
- 2 理事会は、理事をもつて構成する。
 - 3 常任理事会は、会長、副会長、専務理事、常任理事をもつて構成する。

(会議の権能)

- 第23条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、事業計画及び活動予算、事業報告及び活動決算、その他この法人の運営に関する重要な事項を議決する。
- 2 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (2) 理事として総会に付議する事項
 - 3 常任理事会は、総会及び理事会に付議すべき事項の処理及びその他総会の議決を要しない会務の執行にあたる。

(会議の開催)

- 第24条 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めるとき
 - (2) 正会員の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき
 - (3) 第15条7項第4号に定めるところにより監事が招集するとき
 - 3 理事会は、次のいずれかの場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めるとき
 - (2) 理事の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき
 - (3) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があるとき
 - 4 常任理事会は、会長が必要と認めるときに開催する。

(会議の招集)

- 第25条 会議は、前条第2項第3号に定める場合を除き会長が招集する。
- 2 会長は、前条第2項第2号に定める場合には請求の日から30日以内に会議を招集しなければならない。前条第3項第2号に定める場合は請求の日から15日以内に会議を招集しなければならない。
 - 3 会議を招集するときは、会議の日時、場所、目的、及び審議事項を記載した書面をもつて、正会員、理事又は常任理事(以下構成員という)に対し少なくとも7日前までに通知し

なければならない。

(会議の議長)

第26条 総会の議長は、その総会に於いて、出席した正会員の中から選出する。理事会、常任理事会の議長は会長が行う。

(会議の定足数)

第27条 会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することが出来ない。

(会議の議決)

第28条 会議における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 会議の議事は、この定款で別に定める場合を除き出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会議の書面表決権等)

第29条 構成員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむをえない理由で会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した構成員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第40条の適用については会議に出席したものとみなす。

4 会議の議決について、特別の利害関係を有する構成員はその議事の議決に加わることが出来ない。

(会議の議事録)

第30条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 正会員の総数及び総会に出席した正会員の人数(書面による表決者及び表決の委任者を含む。)理事会、常任理事会にあってはその出席者氏名(書面による表決者及び表決の委任者を含む。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過及び議決結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した構成員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、捺印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品および補助金

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第32条 この法人の資産は、2種類とする。

(1) 特定非営利活動に係る事業に関する資産

(2) その他事業に関する資産

(資産の管理)

第33条 この法人の資産は、会長が管理しその方法は総会の議決を経て会長が別に定める。

(経費の支弁)

第34条 この法人の経費は、資産をもつて支弁する。

(会計の区分)

第35条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他事業に関する会計の2種類とする。

(事業計画、予算、事業報告及び決算)

第36条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則にしたがって行うものとする。

2 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、会長が作成し総会の議決を経なければならない。

3 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに会長が作成し監事の監査をうけ、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第37条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

(臨機の措置)

第39条 予算をもつて定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この法人が、定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決を得、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の承認を得なければならない。

- (1) 名称
- (2) 事務所(所轄庁変更に伴うものに限る)
- (3) 目的
- (4) 特定非営利活動の種類及び事業の種類
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解 散)

第41条 この法人は、総会の議決による解散をするときは、総会において正会員の3分の2以上の承認を得て、解散することができる。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が解散したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、

公益財団法人北海道スキー連盟競技本部の Jr 育成資金に指定寄付するものとする。

第 8 章 雑 則

(公 告)

第 4 3 条 この法人のホームページに掲載するとともに、北海道新聞社に掲載する。

(細 則)

第 4 4 条 この法人の、定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、この定款の定めにかかわらず設立総会において定める別役員名簿のとおりとし、役員任期は初年度の 1 年間を含めずに、2 年間とする。
- 3 この法人の設立当初、事業年度の事業計画及び収支予算はこの定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、設立の日から 2016 年 8 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	入会金	10,000円	年会費	5,000円
(2) 賛助会員	入会金	0円	年会費	一口10,000円(一口以上)
(3) 個人会員	入会金	0円	年会費	0円